

東南海・南海地震防災対策推進計画

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災応急対策等を実施する上で必要なものを整備・推進

避難地 避難路 緊急輸送道路 港湾施設
海岸保全施設、河川管理施設 砂防施設 等

2. 津波からの防護及び円滑な避難の確保

津波防護施設の整備、避難措置等各種津波対策の実施

- ◆重要な水門等の自動操作、遠隔操作システムの導入
- ◆津波警報の伝達
- ◆津波ハザードマップ等の作成
- ◆水防活動
- ◆交通機関の運行規制
- ◆所管施設の耐震性確保 等

3. 防災体制

災害対策本部の設置、要員参集、資機材、人材等の配備等
防災体制の整備推進

4. 防災訓練

関係機関との連携を行い、職員の非常参集、非常本部等の設置
及び運営等について防災訓練を実施

5. 地震防災上必要な教育及び広報

職員等に対する教育等、居住者等に対する教育・広報

6. 地方支分部局等推進計画の作成

東南海・南海地震防災対策推進地域を所管する地方支分部局は
地方支分部局等推進計画を作成